


インフルエンザ警報の解除について（お知らせ）

県では、令和元年12月12日にインフルエンザ警報を発令し注意喚起を行っていたところですが、下記のとおり、**令和2年第7週（2/10～2/16）及び第8週（2/17～2/23）の2週連続で、全ての保健所管内**において、インフルエンザの1定点医療機関当たりの患者報告数が警報継続基準（10人）を下回ったことから、警報を解除しましたのでお知らせします。

なお、新型コロナウイルス感染症患者が国内で確認されておりますので、県民の皆様におかれましては、日頃から手洗いなどの基本的な感染予防対策を引き続き心掛けていただくようお願いいたします。

○各保健所管内のインフルエンザ患者報告数（第4週～第8週）

週	仙南	塩釜	大崎	栗原	登米	石巻	気仙沼	仙台市	宮城県
第4週(1/20～1/26)	31.71	11.27	18.63	19.33	7.20	12.63	14.75	12.34	14.22
第5週(1/27～2/2)	17.29	9.60	15.50	4.33	4.00	10.25	10.00	9.91	10.43
第6週(2/3～2/9)	10.86	4.13	8.00	5.67	3.80	3.25	10.00	6.23	6.15
第7週(2/10～2/16)	8.43	4.13	5.38	2.00	0.80	5.13	6.25	4.32	4.57
第8週(2/17～2/23)	7.57	1.67	6.38	5.67	2.80	1.88	1.25	3.66	3.63

：警報継続基準超

《参考》

インフルエンザ警報継続基準

県内いずれかの保健所管内において、1定点医療機関当たりの患者報告数が10人を超えている

○令和1年／2年シーズン警報等発令日

注意報発令：令和元年12月5日
 警報発令：令和元年12月12日
 警報解除：令和2年2月27日

《参考：平成30／31年シーズンの状況》

注意報発令：平成31年1月8日
 警報発令：平成31年1月17日
 警報解除：平成31年4月11日

【インフルエンザの予防対策】

- 1 流行前にワクチンを接種する。
- 2 「咳エチケット」を実施する。
- 3 外出後、流水・石けんで手洗いをする。（アルコール製剤による手指消毒も効果的です。）
- 4 適度な湿度を保持する。
乾燥しやすい室内では、加湿器などを活用し適切な湿度（50～60％）を保つようにする。
- 5 睡眠などの十分な休養と、バランスのとれた栄養摂取を心がける。
- 6 流行期には人混みや繁華街への外出を控える。
- 7 具合が悪い時には症状の重症化を避けるため、早めに医療機関を受診する。
（抗インフルエンザウイルス薬は発症から48時間以内の使用が効果的です。）

参考：厚生労働省「インフルエンザ Q&A」

○インフルエンザ関連ホームページ

- ・宮城県ホームページ <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/situkan/index-top.html>
- ・国立感染症研究所ホームページ <http://www.nih.go.jp/niid/ja/diseases/a/flu.html>
- ・厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/influenza/index.html>